

羽島市議会議長

藤川 貴雄 様

羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について

令和5年8月7日付で貴殿より「羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について」と題した文書（以下、「貴殿の文書」と言います。）をいただきました。この文書には、令和5年8月4日付けで豊島保夫羽島市議会議員（以下、「豊島氏」と言います。）から貴殿宛てに出された「羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について」と題した文書（以下、「豊島氏の文書」と言います。）が添付されていました。

豊島氏の文書には、「村長の名称及び依頼、使用について」に対する経緯及び見解等が示されており、豊島氏の認識として、「NPO 法人の活動に協力したい。地域のつなぎ役として何かお手伝いできることがあれば。などの話をしたのが始まりで、村長という名称は、私から具体的な名称を申し上げたものではありません。就任を要請したとか、強く求めたとの認識はなく、その後も続いていたとのことであります。」と記載があります。

一方、羽島市のホームページの議会情報の中で公開されています令和5年6月6日開催の羽島市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」と言います。）の会議録では、豊島氏と審査会委員との質疑応答が記載されており、その中で豊島氏は、「私の町内に NPO からできて、とにかく私の町内で初めてそういう団体を設立され、活動を始められた責任者の方から、町内でいろいろなご相談とか何とかも、地元に住んでみえるということから、かみなり村という名称でやり始められたので、その相談とか何とかに乗ってもらおうということからも、町内での間に相談もしたいことがあるのでということ、また親しくもしておりましたので、そういうことから申し出というか、お話を受けて、いいですよということで受けただけ」、「私、そういう役員でも何でもありませんし、全く、口頭で頼みますと言われて、いいですよ、それを承諾しました。先ほども言いましたように、位置づけは何もないと思います。それは私の方のことでないですが、頼まれたのは事実ですし、いいですよと言ったのも事実です。それだけのことです。」と発言されております。

豊島氏は審査会では、私どもから話を持ち掛けた趣旨の発言をされておりますが、豊島氏の文書では、豊島氏から私どもの活動に協力したいとの申し出をされた旨の記載がされており、全くもって真逆の内容であり、豊島氏の文書が事実と主張するのならば、豊島氏の審査会での発言は明らかに事実と異なっており、虚偽の発言をされております。

このことは、羽島市議会議員政治倫理要綱第2の規定に反するものであり、政治倫理に反するものであると認識しております。また、審査会の結論に対する信憑性、妥当性に影響を及ぼしかねない問題であると認識しております。羽島市議会としても、豊島氏の選挙公報への虚偽記載が政治倫理に反するものとして開催された審査会の場において、豊島氏が虚偽の発言をされたことを問題視すべきではないかと考えます。

そのため、羽島市議会として、豊島氏の虚偽の発言に対し再度審査するとともに、審査会で出された結論の検証を行うなどの厳正かつ適切なる対応を求めます。

また、令和5年6月23日付けで審査会の委員長である南谷佳寛氏から豊島氏に发出された羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果通知書によると、「審査の結果、政治倫理に反する事実があると認め、羽島市議会議員政治倫理要綱の遵守を求めることを決定した」という趣旨の記載があります。羽島市議会議員政治倫理要綱第2には、「5 議員は、「政治倫理に反する」と政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにする。」と規定されており、さらには、羽島市議会基本条例第4条には、「(4) 議会活動及び議員活動について市民に対する説明責任を果たすこと」との規定がされております。

審査会において全会一致で決定されたことを十分踏まえ、豊島氏に対しまして、市民への説明責任を果たすよう忠言して下さいますようお願い申し上げます。

なお、今これまで私どもから貴殿に出させていただいた文書一式及び貴殿の文書一式につきまして、市議会ホームページに公開するなど公表することを求めるとともに、私どもにおいても公表をさせていただきます。

令和 5年 8月 23日

NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会  
理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会  
理事長 川合 宗次